

船舶事故調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和2年4月30日 11時30分ごろ
発生場所	広島県広島港第1区 広島港宇品外貿埠頭4号ドルフィン施設灯から真方位071° 2.5海里付近 (概位 北緯34° 21.9′ 東経132° 31.0′)
事故の概要	引船第五大貴丸は、台船 SK-106 を横抱き状態とし、左転して接舷させる際、第五大貴丸が係留中の遊漁船ちなみ丸に衝突した。
事故調査の経過	令和2年6月4日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 第五大貴丸、19トン 273-9641 広島、有限会社広島合同海運（船舶所有者、A社）、有限会社北栄海運（船舶借入人） B 台船 SK-106、総トン数不詳（全長45m） なし、A社 C 遊漁船 ちなみ丸、5.6トン HS2-3702（漁船登録番号）、個人所有 第292-38203号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 C 船長C、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B なし C 左舷中央部に擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風速 約5m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、B船のデッキ前部に機械類の入った木箱を積載し、一旦、冲出ししてB船を反転させた後、B船をA船の左舷側に横抱きにした状態として港内を東進し、左転してB船を港内の北側にある積込み岸壁に接舷させる際、西方からの風で東方に圧流され、A船及びB船の船体が左回頭しながらA船の右舷中央部が積込み岸壁東方沖の棧橋代わりに設置された筏に係留中のC船の左舷中央部に衝突した。 船長Aは、ふだんと同じ進入角度で接舷できると思い、風を考慮した操船をしていなかったため、思ったよりも風に流されてしまったが、A船の船首を早めに積込み岸壁に向け、進入角度を調整して

	<p>接近すれば良かったと本事故後に思った。</p> <p>C船は、無人の状態で筏に右舷着けで係留中、A船と衝突した。</p>
分析	<p>A船は、B船を横抱き状態とし、左転して接舷作業中、船長Aがふだんと同じ進入角度で積込み岸壁に向かって接近を続けたことから、西方からの風で東方に圧流され、A船が同岸壁東方沖の筏に係留中のC船に衝突したものと考えられる。</p> <p>C船は、無人の状態で筏に係留中、A船と衝突したものと推定される。</p>
原因	<p>本事故は、A船がB船を横抱き状態とし、左転して接舷作業中、船長Aがふだんと同じ進入角度で積込み岸壁に向かって接近を続けたため、西方からの風で東方に圧流され、A船が同岸壁東方沖の筏に係留中のC船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、台船を岸壁に接舷させる際、風の影響を考慮し、変針場所や進入角度を調整して接近すること。